龍谷大学図書館蔵『保元物語』 近世初期写本 翻刻(二)

広島大学日本語史研究会

説は、それを御覧頂きたい。 教育学」第19号(令和五年七月刊)に公表した。本書の書誌・略解 台913.39/3-W)の翻刻(二)である。 本稿は、龍谷大学図書館貴重書庫に蔵される『保元物語』(写字 翻刻(一)は、 「論叢

あげる。 翻刻のご許可を頂いた龍谷大学図書館に対し、 心中より御礼申し 記

佐々木

、本翻刻は、龍谷大学図書館蔵『保元物語』 いも、原本のままとした を、原本の行取りで、現行の字体に改めたものである。仮名遣 (写字台913.39/3-

、促音・舌内入声音に使用される
つは、「ツ」で示した。 虫損等で欠損した文字を残画から推読した場合は、[]に入れ

> 長谷川木香・森本泉美で作成した。 元山美乃里・楊暁敏・堀邊隆晴・宮崎翔太・荒尾佳澄・高藤友菜・ 本翻刻は、 なお、翻刻データの入力は、舘林佑樹・研裕太・藤井日羽・源さ 石田芽衣・舘林佑樹・研裕太・藤井日羽・源さちあ

(二十四才)

佐々木勇が確認・修正した。

ける八日くぎやうせんぎあり來十一日には左大臣殿

をるざいし奉るへきよしをのくくさため申されけ

3 り是はむほんの聞えふだんあるによツて也又東三

5 条には秘法をおこなひ朝家をしゆそし奉るも のありと聞えけれは下野 守義朝に仰て是をめし

とらるよしともゆきむかツて見れは四方の門を

さしてたゝけ共こたへずひかしの小門をうちや

ふりてみたれ入て見れは人もなしあなくりも

ちあ・元山美乃里・楊暁敏・堀邊隆晴・宮崎翔太・荒尾佳澄が行い、 — 127 —

とむる程につのふりはやふさのまつをとをつ

3

すさ 京 大夫範仲申されけるは當時は御中院にて候

京の御所にましまし候とも今は是へこそ御幸な

4

(二十四ウ

て千顆のいづみのはたにだんをたてゝをこなふそ

3 2 うあり是は三井寺法師さかみのあじやりてうぞ むといふもの也内裏よりめしありまいれといへとも

4 返事もせずつはもの二人よツて左右の手をとり

5 ひけともひぢをかゝめてのへず力士なとのごとし

さらは法にまかせよとてつはもの五六人よりてう

6

7 の書状なとあひそへ参ぬ蔵人治部大輔雅頼 ちふせおびをもツていましめ所持の本尊左苻「ママ」

9 8 一臈の判官俊成に仰てめしたつねらる関白殿

(二十五才)

2 1 聖天供也されとも左苻[ママ]の書状顯然なるうへ澄しまうでんでします。ことをうだんせんと申其法鳥瑟沙摩金剛童子は別の子細なしと申其法鳥瑟沙摩金剛童子 と左大臣殿の御中和平の義をいのり申也其外

よりぞ新院と左大臣殿御謀叛の事はあらは 尊か陳状のびずてうぞんはきんごくせられぬそれ

3

5 4

7 政頼をもつてめされけれともとかうろんじてま れにけり平馬助忠正むほんの聞えあるにより

いらす今日は鳥羽の田中殿には故院の初七日

二十五ウ にあたらせ給へは御仏事とりをこなはれけ

れとも新院出御もましまさす京へ御出有へき と聞えけれはされはこそとて人とあやしみをな

> 6 5 り候へきたま~~此御所にまし~~候京~御出候は

۷

7 人あやしみ申ぬとおほえ候いかゝ有へく候らんと

ながちからおよはて内大臣実能公 [ママ]の御宿所にまながちからおよはて内大臣実能公している。 申されけれ共かなふましき御氣 色 なれはのり

いりて此やうをなけき申されけれはさねよし

(二十六才)

9 8

2 今事いできて御後悔 あるへき物を當今と申 大におどろきてされはいかなる御くわたてぞやたゝ

3 4 は御弟 にてましませとも御くらゐをつぎ國をおさ めさせ給事私の御たくみにあらす天照大神

をうばゝれおいに世をとらるゝ先蹤もとむる 正 八幡宮の御はからひなりされは 弟 にくらゐ

6 5

7 王の御事御心くるしく思まいらせさせ給はゝ仏 にあらすされともむほんおこす事や候重仁親

8

9 (二十六ウ) 神三寶にも御祈禱あらん事は御はからひた

3 2 4 らすなを一くそうもん候へしと仰られけれは 御事にてこそ候はめゆめ~~此御くわたてある~か るへし我御身は御出家なとあてかたへんにし つかなるていにてわたらせ給はゝいとゝ御心にくき

おほせられけるは是にありては一定事に 範仲又かへり參て此やうを申されけれは新院

6 5

8 7 5 3 2 9 8 7 6 5 3 2 9 8 9 4 4 7 (二十七ウ) (二十七才) す先年伯父にて候美濃守義綱あふみのかうかずを発われて候へともいまだかつせんのれうけん候は守護にて候へともいまだかつせんのれうけん候は に田中殿を出させ給て前の齋院白川 け あひたこはた山にはせむかツてすまん人の大衆を 山にこもりて候しとき宣旨を下されて候し けれはためよし申けるはかたのごとくみやこの 所へつかはして御方にまいるへき由仰くたされ 京大夫のりなかを御つかひにてためよしがしゆく 大夫家弘此人と參りけり六条 判官 為義は まのかみ定清山しろのぜんじしげつなさ衛門 所へ御幸なる御ともにはさ 京 大夫のりなかう あひたそのなんをのがれんとてなりと仰られ あふへきよしねうばう兵衛佐がつげしらする てまかりのほり候し時せんじを下されて候 いらせて候しと一とせ奈良の大衆山をせめんといらせて候しと一とせ奈良の大衆山をせばられ 身しゆツけして候ひしをいけとりにしてま 候しに郎從等をちうせ候ぬ子息じがいし其 せけんのやうをうかゝひていづかたへもまいらす ひきこもりてぞいたりける新院の御所よりさ れはちからおよはす九日の夜のやはんばかり おりふしせいは候はさりしかともまかりむかひて の御

> 3 2 9 8 7 6 5 3 2 4 1 4 (二十八ウ) 事はゆん手のかいなめてのかいなよりも四すんな 候あらものこそ候か此程鎭西よりまかり 候ぬへき者も候はす是にためともくわんじやと申 それは故院の御遺戒によて内裏へ参候ぬ其あひたかツせんにもてうれんの事にて候へとも ねとも事にあひたる事是より外は候はす かく候間矢づかをひく事人にすくれて候せいもこ 候きやつはしかるへきゆみとりとむまれつきて候 外子ともあまた候へ共一方の御大事 仰 つけられ つけのかみよしともこそ坂東そたちのものにて候 候へはべちのしさいも候はすちやくしにて候しも 國――にらうせき出來候へは郎從等をつかは Ó ほ ij t

1

おツ返して候是二かとはかならす

いくさまては

をのそみ申候しか共御ゆるされ候はすさ候はゝ祖父頼

6 5

との外大に身もしたゝかに候弓とつてもつたな

(二十八才)

6 5 も地下のものゝ拝任の例なしとて是又御ゆるします。
はこれる。
はは、住国にて候へは伊与國を給らんと申候しかれば、住国にて候へは伊与國を給らんと申候しか لح

8 7 候しかはみちのくにはためよしかためには不言の 候はす又義家があとにて候へは陸 奥國を給らんと申

(二十九ウ) 國也とて御ゆるし候はす今まて白髪をいたゝき

1 存するゆへにて候へは今はいつ方さまにつゐても てまかりすき候と申も此ほんいをたつせはやと

3 4 かゝる夢想を見て候子細は家につたはりたるつ ほうこうつかまつるへしともおほえ候はす此程心に

5 6 きかず日かずかんだがうぶぎぬたてなしうす がねひさまろ八りうをもたかなと申候八 兩 のよ

8 はゆみやのみやうかつきぬるやらん存[候]時にい ろひが風にふかれて四方へちると見て候間為義 へもまいらしとこそ存候へと申けれは範仲是又心へ ・つかた

7

(三十オ) られすさやうの所望の候はんにつけても御

5

にて候と申けれは更ば参らんとて御身をやツ

3 4 のくらゐにいたらんと申され候ともへちに子細 るへしとも存候はすまして此所望におゐては御 に参りてちうをいたされ候はゝたとひけいしやう あ

5 6 心やすかるへしことに都の守護にておはしまし候 人の主上と 皇の御國あらそひにいつ方へもまいらす

らん御へん程のゆみとりの夢物かたりおめた してよそにて見聞せられん事いかゝ有へく候

> 9 る事にて候披露せんにつゐても

は らか

n

(三十ウ)

2 るへく候やらんとやう~~にこしらへ仰られけれ 院宣の御返事をゐなから申されん事い ・かゝあ

3 5 4 以上六人子共をあひぐし新院の御方へ参りけり御け頼仲六郎為宗七郎為成八郎ためとも九郎為仲は頼仲六郎為宗七郎為成八郎ためとも九郎為仲はいた。 は為義大略半分につゐてりやうじやう申てげ 此上はちからおよはずとて四郎左衛門 尉頼方かも

Ñ 0 す

長を以て仰くたさるさ大臣殿は宇治におはしまし の庄二ヶ所を給て上北面に候へきよし能登守宗した。 感のあまりにあふみの國いねの庄とみのゝ國青柳

8 7

9 (三十一才)

2 れは式部大夫盛教を御れは式部大夫のたゆうもりのり けるが新院すでに白川殿へ御幸なりぬと聞えけ 使にて御幸は一定か見て

3 4 に御問答有けり盛教かへり参りて御幸は一定

教信山城ぜんじ重綱二人をのせてさ大臣殿仙のののは、」との いごぢよりまいらせ給左大臣殿御 車 にはか[▽▽]んきう してあやしけなるはりこしにめしてすぐにだ

洞

(三十一ウ) はもの共あやしみて御くるまをとゝめて内裏へつ へまいらせ給ていにて六原のまへをやりとをすつ

け申されけれは少納言入道御前に候けるか是をけったいます。また

9

3 2 8 5 3 9 8 7 6 5 5 4 9 7 6 4 4 3 (三十二ウ (三十二オ 今度は御返事なし何事なるやと人是をしら けんといふきしん忠臣は二君につかへず何ぞ す又内裏より左大将公教卿 け とそ申けるたゝし教信重綱はきしんが心には むをころしてげり今のはかりことは此心なるへし したかはんといふさらはちからおよはすとてきし 双のつはもの也こうう我にしたかへいのちをたす にはあらす紀信といふつはもの也此きしんは無い やりとをし我身はひそかににげたはかりぬこうう こゝろへてはや左大臣殿の御車にはよもあらじ て候つるそやとてわなゝく~~車よりをりに にずやとありけり二人のものとも白川殿へ参 は高祖の車そと心へて車をとゝめて見るにかうそ 0 かツせんしける時高祖きしんといふつはものをかうそ へ御書あり御返事ありかさねて御書あり つきてあなをそろしや鬼のうちかへになり ?をもて御遺誡を申出さる内裏と新院と御 り又新院より武者所親弘をもつて内裏 車にのせてかうそのとをる躰にて陣のまへを かひにて美福門院の御所へまいりて左 藤宰相 光頻の 中将惟 たゝ

> 8 9 7 御ごり震えし のふかね実後以上五人也ことさらよしともは、去きなる 御事なれは内裏へ参るへきつはものゝ交名を [ママ] 筆にあそばしをかる義朝よし康頼政 六

(三十三才)

故言言語 盛多勢のもの也もツとも此人数に入へかりしょうたき。月の比より大裏を守護し奉るあきのかみ清 i 卿 忠盛しけひと親王をやうくんにし 奉りし カュ

人数にはもれたりけるを美福門院より御つかりないないのできない。 ひをつかはして故院の御ゆいごんなり内裏へま あひたきよもりは御めのと子たるによて今度の V

5

4

3

2

8 ほしにしたかツて諸衛官人兵杖を帯して陣によるようによります。 たい じょく れと仰られけれは参りてげり 職 事のもよ

7

頭に候けり北殿の御所はぶんないひろけ れは

9

(三十三ウ)

2

5 4 3

しの門をは平馬助忠正多田蔵人頼兼、承、てかためけ門をしゆごし奉り大炊御門面には二の門ありひかりまるようなというないまである。またいのでは、まろしかりなんとて入らせ給ひぬつはものとも門よろしかりなんとて入らせ給ひぬつはものとも門 守護しけり其せい七十騎にしをもては河原也がある。 り其せい百騎にしの門をは鎭西八郎ためとも奉て

けれはよせいなきがことし北面は春日かすへ左衛が内裏へ參りしかはそれにあひしたかツてまいり 其せい百五十騎是はたせいなるへかりしがよしとも 六条質が 官為義父子うけたまはツてかためけり

9

(三十四才)

6

あしかるへき御事は故法皇かねて思召まうけた

3 2 4 1 り新院の御方のつはもの一千余騎と聞えしなまき~~の門をはつき~~のつはもの奉て守護しけ 門大夫家弘ならひに子息舎弟しゆごしけりわ いに御所はひろしはう~~へわかちつかはしたり

8 7 6 はんやと申されけれは御よろひをはぬかせ給ひけ か申されけるは當時はあつき比にて候めされすとも候 すでによろひをめされけれは左京 大夫のりな

5

けれは人あり共見えさりけり新院さ大臣殿

(三十四ウ

9

り其のち六条判 官 をめされてかツせんの次

3 ともくわんじやをめされてたつねきこしめさるへき たツて申候ぬかツせんのてうれん。仕 候はすため 第はからひ申せと仰られけれはためよしさき

5 りけりしらがかすほに見えてあはれぶるつは むのひたゝれにくろいとおとしのよろひをきた とて我身はまかり出ぬためよし其日はちやうけ

6

4

7 ものやとそ見えしためともが事はかねて聞召 つるにすこしもたかはすまことにゆゝしけなり生

(三十五オ) 年十八歳其たけ七尺あまり也されはふつうのも

のには今二尺あまりはたかゝりけりゆん手のかい

なめてのかいなより四寸なかゝりけれは矢つか引事 十五束弓のほこは八尺五寸されはながもちのあふこ にいとをとらすはる時は三人たはめて一人つるをか

3

7 6 5 あらはゝよはかりなんとてふしの上をすこしおしこ く矢は三年竹のきはめてしやうつよくかたきを

めてふぢまきにまきつけたりしりはたてはり

(三十五ウ)

9 8

たる時まちがこらへずわれける 間番 匠ののみなと とりのしたにもあらずふつうのそやしりは物にあ

3 ひろさ一寸なかさ八寸はかりにうたせてきはめて のやうにのゝ上にすこしすりきせてあつさ五分

5 せたり何にもあたらはつととをれとそこしら よきかねをきたひすましてさきほそにつくら

7 はかりにくらせたりかたな目のさたにもおよはへたる上矢のかぶらはほうの木をもてなかさ七八寸

(三十六オ) す八かくにをしけつりて目九さしたりかぶら

9

1 かりまたは手さきは六寸わたり六寸なひ 一寸むねをは四むねにたてゝはをつけたれ

とりこうのしもふりなとをもてはいたり廿 はこなぎなたをうちかへたるがごとし羽はには

3

きのみならす馬の上かちたち矢ところなる たり見る人目をおとろかす弓ぜいのいかめし 物はさけはりなれ共はつさす空をとぶとり

四さしたる矢のうへに此矢を四すちさし

7 6 5

地をはしるものめをかけたるにいとらすといふ

事なしされはゆみのつよく手のきゝたるこ

3 とは将門純友にも猶まさりとそ申ける其日 はかちのひたゝれに鴛の丸を三二ぬひたるに

7 まのかわのしんざや入たりゆるき出たる氣しき ちたるに太刀はこくしつなるかねりつばにく

大あらめのよろひにしゝのまろのすそかな物う からあやのくろきをひろくたゝみてをどしたる

5

4

9 御らんあて龍顔すこぶるゑつぼに入せ給け 人目をおどろかす新院もみすををしはりて n

(三十七才)

2 大将軍や一人當千とも是をこそいはんすれ 左大臣殿は大ゆかに候はせ給ひ御覧しあはれ

3

5 4 らてそ見えし左大臣殿ためともかツせんの次 るあとにいりかはりて候氣しきあたりをは

とて興に入せ給けりためともは父がまかり出

7 さん候ようせうより九國に居住つかまつり候て大第はからひ申せとおほせられけれはためとも 小事のいくさにあひ候事十度にあまり廿

(三十七ウ) れあるひはてきをしえたくる事も候いくさは

5

日うの時には白河殿へまいるへきよしきこしめし

かツにのるにはしかすそれにとつても夜うちに

度にもおよぶらんあるひはてきのためにをとさ

9 8 7 5 (三十八ウ) ひに夜うちは無下なる事そこんとのかツせ まに候と手をはなちてそ申ける左大臣殿此で

八丁の者ともこよひ富家殿の見参に入て明ます。 もの とうないぶ げんきん みぎ 信実源実吉野とツ河のさし矢三町とを矢にないがはいましのからした三町とを矢 り用意おろそかにてはかなふへからす南都 源平りやうかのつはものとも思ひくへに引わかれた の大衆 しんに、

3 2

> けて一方せむるものならは火をのかれんもの に内裏たかまつ殿へをしよせて三方に火をか すきたる事候はすいまた天のあけざら んさき

4 3

ず清盛なんとへろ――矢なに事の候へき行 こそふせき候はんすらめたゝ一矢にいとをし候なん 矢をのかるへからすあにゝて候しもつけのかみなと

幸他所へなり候はゝためとも御こしに矢をいつけ

(三十八才)

9 8 7 6 5

幡大ぼさツの御矢なるへし其ゆへは君御あにゝ 奉るへしためともかはなつ矢にはあるへからす八

上下にて候いかてか天神地類も御ゆるされなく てわたらせ給ふよしともがちゝためよし也かた~

3

て候へき駕輿丁ともいのちをおしみて御こしを

捨奉らは行 幸を此御所へなし奉らん事たゝい***

わたくし事也さすかに主上と皇の國あらそ うあらぎ也夜うちなんといふ事は十騎廿騎の

— 133 —

8 7 5 3 8 6 4 7 (三十九才) (三十九ウ) うは手をうたれん御方のもの共があはてさ る物ならはのこりはなにかまいらさるへき夜の にち院司の公卿殿上人をめさんに参らさらんもこれらをまちつけてかつせんはつかまつれみやう そさし矢もとを矢も御用ならめたゝ今てきに ちもせんとぞはからふ覧あすまてのひはこ きにうはてをうたれんとはよもおもはし夜う けるためとも御返事をは申さてしんじちげ 程は御所中よく~~しゆごし奉れと仰られ のをは死罪におこなはるへし 兩 三人がくびをはぬ か下つけのかみ合戦にはてうれんのもの也かた むじツをまたるゝはせいをそへて御覧せんため

> 9 8 7 6 5 3 2 4 (四十ウ) て前左衛門尉にてそ候けるためとも此事つ てゝもめしあれとも一切まいらすさらはちゝたためよしに仰てめされけりためともか身にあ 事人にすくれたりし 間 をしよせ (へさん (へに めよしを闕 官 せよとて検非違使を闕 官 せられ 君よりも給らぬ惣追捕使と号して九國を せめけれは九國大 略半分にすきうちなひかす 張 行くにのらうぜきなのめならすしかる間 ちゝ

1

くといへ共ためともてきをしたかへしろをゝとす

2 5 3 らんとすれは九國の住人等我をとらしと出立いている。 れさらは参てちんし申さんとて京への くわんせられ給ひたんなる事こそあさましけ もおこなはれめとがおはせぬ判 たへ聞てとがあらはためともをこそざいくわに 官殿のけツ

1

ものほり給へとてかげのことくにつきそふ郎 奏もあらんすらん心さしあらん人とはあとに むし申さんとてのほる大勢はあしかりなん讒 てともせんとすれはためとも身のとかをち

9 8

(四十一才)

3 2

以外のあらもの也兄どもにも所をゝかずさん! てぞ出にけるぢたい此為朝はようせうよりして はかんする事のかなしさよとたからかにつぶやき

5 4

もの京都に置てはあしかりなんとてちんぜい

へくたす豊後國に居住しあその平四郎忠景と

にふるまひけれはためよしももてあつかひて此

(四十才)

地原田なんといふものとも 城 槨 をかまへてふせ かへんとすれ共誰かさうなくもしたかふへき菊 いふものがむこになりてゐたりけり九國をした

3 2 らね共らうどう共にはゆゝしけなる名共 等ともをあひぐしてのほりけり内徳はし を付たりけりめのと矢崎 拂 の須藤九郎

家季山ほうし還俗したりしあきすゑの西

9 8 6 5 7 (四十一ウ) 三郎たかまの三郎同四郎此等をはしめとし つせんあるへかんなりいかなる世にかならん 以上五十余騎とそ聞えける京中には今夜か 次別當とめやの源太左中次大矢新三郎はパッケラ つぶての紀平次大夫打手城八手執の余次

8 7 5 6 4 そのつゝしみかろからす禁中にも仙洞にも は死罪にをこなはんとはからひ給ふ也鎭西八郎 事をこなひにて人とめさんにまいらさらんを にめいどうす天変地ようせんもんのさす所 東方に出ていまだかくれす将 軍が塚しきり つはもの共まいりあつまる也仙洞には左大臣殿

3

顯時朝

臣此人との申されける去、八日より彗

星

2 1

臣たち左大将公教

卿 藤幸 相 光 頼 0) 卿

とぞなけきあひける鳥羽殿には故院

旧 左少弁

(四十二オ ためとも大裏たかまつ殿には火をかけ んと申

9

3 2 古院崩御の後わつかに十日の中でかし主 されけれは君も臣もあんおんにやなかるへし 皇皇 も御心を一にして御追善の外 は 他た

4

も上

5 やわたらせ給へきそれまてこそなからめたちま

8 7 6 ちかゝ 宮は百王をまほらんといふ御ちかひふかしとこそ がけたまはり候に今廿六代をのこして當今の る事の出来ぬるあさましさよ伊勢大神

> 9 御代に王 法 0 0 きぬる事 Ó かなしさよつらく

四

2 川のなかれ久しくして七十四代 事の心をあんするに 我がなる は 是 神に のあまつひ 國る 也 御4 裳も 濯さ しつき

もたゆる事なしむかし崇神天 皇 御宇あま

たゝ りこの つ屋しろ國つやしろをさためをき給ひしよ 此事にありよるひるのまもりなしかばをこ かた神わさ事しけくしてくにのいとなみ

守屋かじやけんたいらけ四天王寺をこんりう て勝鬘法花の二 たり給ふへき推古天皇御宇上宮太子代に出て 經を講じ給しより此かた仏

8 7 6 5 4 3

9 (四十三オ)

2 3 1 基井は泉州大鳥郡にたゝして寺を四十九ヶヶヶでです。 まんしゅうこう まんしゅう して王法をまもる事としひさし法はんじやうして王法をまもる事としひさし にたゝして寺を四十九ケ 行警

師は江州比叡山のみねをしめて一乗の法雨を師はでいるできなかれるとしめて一乗の法雨を所にたて図がきなかれるとしめて一乗の法雨をがにたて図がされている。 0 み

ちかくは幾内とをくは七道にいたるまて神社仏寺 いらかをならへのきをきしれり是すなはち佛 かた南都七大寺北京 六勝寺をはしめとして

をしめて三密の法水四海にそゝきそれ

より

9 8 7 6 5 4

(四十三ウ) 法興隆鎭護國家のは

も白川鳥羽 両常 院はもツはら神祇をうやまひ かりことなるへし中に

3 仏法にきしましますされは國郡 半は神領 たり

5 4 らさる東西南北いつれの國か仏道修 かやのもといつれのところか和光迹[ママ]跡で 田園こと~~く仏性によすしかれは木のもと 行の地にあ の居にあ

6

8 7 給就 中左青 龍右 白 乕前朱 雀 後玄武四神なかだくき しょうりうり じゃうこぜんしゅく ごげん ひしじん こえたりされは神明 こまも我くにをまもり らさるかの十六の大國にもすぎ五百の中國にも

(四十四オ

9

廿一日ながをかの平安城 へうツされて世をみたり 相應の地なりとて桓武天皇延暦十三年十月

4 3 代三百四十七年の春秋を送りされは承平だい。 給ひしか共此 京 はみたれずそのゝち帝王廿五

貞任兄 弟むほんをくはたてあるひは八ヶ國をう に将門天慶に純友東西に亂逆をおこし天徒に

5

6

8 うつとつて十二年まてふせぎしか共みなこれ つとて八年まてせめたゝかひあるひは奥州をう

9 (四十四ウ) むどのさはき也一度もみやこのわつらひにあらす

2 八幡大ぼさツおとこ山にあとをたれておは 誰人かたやすく此京をはほろぼすへき 南には

3 ふ鬼門の方にあたては日吉山王おわします大うます光にはかも大みやう神ほんぜいをまもり給

6 5 4 まつ 山ちかくは又天滿天神あらはれ給ふそのほ をひらのいなりぎおんにいたるまてひんは カュ

> 9 8 7 ひ逆臣天下をみたるといふ共いかてか灵神むのれいもおこたらずふんゆのかけもさか かけもさかん也 の御 たと た

すけなかるへきとをの~~たのもしくぞ思は

远 1十五オ)

あ

3 2 1 末座に候す袖ちいさなる浄衣にこぎつねとばっきょう。 まで ばった こう されんぎ有けりせうなこん入道信西てくぎやうせんぎ有けりせうなこん入道信西 ける内裏たかまつ いふ太刀をぞはいたりけるそも! 一般には主上南殿に出 (出家の仁)

4

7 6 5 公(**** 僧如意輪の法成就のゆへに御門のてうあひは しやうとく天皇の御宇弓削道鏡とて聞えし の 列につらなる事れいまれなりむかし

中にしこうすそれは一こうなれは申におよはす なはたしくして大政大臣をさつけられて

8

9

2

1

(四十五ウ) ぜんもんは諸道をけんかくして諸事にくらから 今日のぎしきめつらしくそ見えしされ 共

ぢのにしきのひたゝれにわいだてにこぐそくつ す又文武のさい兼たりし間此人となくは難儀 次第たりしかはちからおよはすよしともはあか

5 4 3

おほせを承ていはくなんぢしんぶきやうだいをす まやかにして庭上にひざまづきてぞ候ける信西 ī方に參候の条かんじおほしめすところ

匹 なり大 将 軍 におゐては仰 つけられあひかま

てム

2 1 殿にをいてはしさいあるへからさるよし仰下さる スペース てちうせツをいたす物ならは日ころの所望 昇へてちうせツをいたす物ならは日ころの muster language

3 るところ也此むねそんぢつかまつり候へと申け

4 るよしともかしこまつて申けるは家に申つたへて

候かツせんばにあひむかツて死はそんぢのうち

7 しにおうじ奉てくめいをかろくして戦場に生は存のほか也かツは故院の御ゆいかい也かつはせん

6 5

9 8 ぢんとうに歸參候はゝこそのちのえいぐわを期し かはねをさらさん事たゝ今に候いきてふたゝひ

(四十六ウ)

2

1 候はめせんずるところたゝ今昇殿をゆるされ

候はゝ日ころのほんいをさんじていさみをふくてか

3 はへあゆみよる其とき信西難治事かと思て つせんのちうをいたすへく候とてきざはしのき

地下の検非違使也その子にて昇殿ゆるされん

** けいかい しょうでんゆるさるといへ共ちゝ為義たゝ今まてしようでんゆるさるといへ共ちゝ為義たゝ今まて 事いかゝかるへく候らんと申けれは乱世は武を

もておさむといふ事あり世既みたれたりよし

(四十七オ)

1 ともを抽賞せずはあるべからずとせんしを下さ

れけるうへはちからおよはす義朝ひやうぢやうをた いしてきざはしをよぢのほるしようでんはこれ

3

象外のえらひ也俗骨もて蓬莱の雲をふぎがけている。

7 6 も今日はしめてよしともとみやうじを殿上の御 むへからす尚書は又天下ののそみなり庸才かと

5

札にかられけるこそ六孫王よりつたはれるゆみや のめんぼくとは見えしよしともかツせんの次第

はからひ申せと仰られけれはさん候家に申

(四十七ウ)

1

9 8

をきたる事共おほふ候へともいくさはたゝかツに

のるにはしかすそれにとても夜うちにすきた

る事候はすいまだ天のあけざらんさきに白川殿 へをしよせ候はゝ一のはかりことにて候就中に左苻 [ママ]

の權威をもてなかんとの大衆しんじツけんじちよ

5

3 2

参候也これらをさきとして舎弟にて候さめとも しのとツ河のさし矢三町とを矢八町のもの共

くわんじやをしよせ候なはよき御大事に候くろか

ねをのへて楯のおもてにふせ候共ためともくわん

(四十八才)

じやがゆんぜいにはよもかなひ候はし(以下、つづく。)

(広島大学日本語史研究会)